

第１部 青森県人事行政の運営状況の概要

I 任用の状況

１ 定数

（１）職員数の状況

部門別職員数の状況及び前年度からの主な増減理由は、次のとおりです。

区 分		職員数 （人）			主 な 増 減 理 由
		R7. 4. 1 A	R8. 4. 1 B	増減 B-A	
一般行政部門	議 会	26	29	3	業務体制の見直しなど
	総務企画	828	845	17	国民スポーツ大会運営体制の強化など
	税 務	175	175	0	
	民 生	492	507	15	児童相談所の体制強化など
	衛 生	529	523	▲6	業務体制の見直しなど
	労 働	83	86	3	業務体制の見直しなど
	農林水産	983	981	▲2	業務体制の見直しなど
	商 工	146	147	1	育休代替職員の配置
	土 木	623	616	▲7	業務体制の見直しなど
	小 計	3,885	3,909	24	
特別行政部門	教 育	10,235	10,097	▲138	学級数の減少による業務減など
	警 察	2,660	2,646	▲14	警察官の欠員
	小 計	12,895	12,743	▲152	
普通会計 計		16,780	16,652	▲128	
公営企業等会計部門	病 院	1,288	1,326	38	診療機能の体制強化など
	下 水 道	6	9	3	業務体制の見直しなど
	そ の 他	33	32	▲1	育休代替職員の引上げ
	小 計	1,327	1,367	40	
合 計		18,107	18,019	▲88	

（注）職員数には、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含む。

(2) 職員数の推移

①部門別（一般行政・教育・警察）の職員数の推移は、次のとおりです。

【一般行政部門】

対象…一般行政部門（教育、警察、病院及び公営企業を除く部門）

年度 人数（人）	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
職員数	3,800	3,806	3,805	3,802	3,859	3,875	3,904	3,929
前年との増減	▲49	6	▲1	▲3	57	16	29	25

※暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。

【教育部門】

対象…教育庁及び学校以外の教育機関

年度 人数（人）	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
職員数	460	464	464	480	481	486	495	498
前年との増減	▲12	4	0	16	1	5	9	3

※暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。

【警察部門】

対象…警察部門の一般職員

年度 人数（人）	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
職員数	366	366	366	366	366	366	366	366
前年との増減	0	0	0	0	0	0	0	0

※暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。

②会計年度任用職員（フルタイム）の職員数の推移は、次のとおりです。

年度 人数（人）	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
知事部局	38	52	57	67	64	87	95
病院局	52	77	71	78	46	49	49
教育庁等	42	38	27	28	32	32	32
警察	1	1	15	12	15	11	14

※「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指す。

2 採用

(1) 新規採用の状況

職員の新規採用は、公平性・公正性の観点から競争試験によることを原則としており、大学卒業程度、短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度の職員採用試験並びに警察官採用試験を実施しています。

ただし、特別な専門知識を必要とするなど競争試験により難しい場合については、選考による新規採用を行っています。

新規採用の状況は、次のとおりです。

区 分		R7. 4. 1 付けの 新採用者数（人）	R8. 4. 1 付けの 新採用者数（人）
競争試験 合計		251	282
	大学卒業程度（早期卒SPI） 計	－	51
	行政	－	18
	警察行政	－	3
	病院運営	－	6
	化学	－	2
	心理	－	3
	福祉	－	2
	農学	－	6
	畜産	－	2
	林業	－	1
	水産	－	2
	総合土木	－	4
	建築	－	2
	大学卒業程度 計	108	73
	行政	63	52
	警察行政	5	2
	病院運営	3	－
	化学	3	0
	心理	1	1
	福祉	5	1
	保健師	3	3
	保健師（病院）	－	1
	農学	8	4
	畜産	1	1
	林業	0	2

	水産	0	1
	総合土木	11	4
	建築	1	1
	建築（警察）	－	0
	設備	2	0
	警察科学（化学）	1	－
	警察科学（心理）	1	－
	大学卒業程度（社会人枠夏期） 計	19	24
	行政	9	7
	警察行政	－	2
	病院運営	－	1
	化学	－	2
	心理	0	0
	福祉	4	4
	保健師	0	1
	保健師（病院）	－	1
	農学	0	1
	畜産	－	2
	林業	0	0
	水産	－	1
	総合土木	2	1
	建築	3	0
	設備	1	1
	大学卒業程度（社会人枠秋期） 計	－	10
	行政	－	9
	総合土木	－	1
	短期大学卒業程度 計	3	2
	栄養士	2	1
	司書	1	1
	高等学校卒業程度 計	48	54
	一般事務	2	15
	教育事務	24	24
	警察事務	11	6
	農学	2	2
	畜産	0	0
	林業	3	1
	総合土木	6	6
	警察官 計	73	68

		警察官 A（大学卒業程度）	30	26
		警察官 B（高等学校卒業程度）	43	42
選考採用	合計		438	438
		教員	286	309
		医師	0	0
		獣医師	5	5
		看護師	55	57
		薬剤師	4	2
		障がい者	3	4
		任期付職員※	65	29
		その他	20	24

（注）国や他の自治体からの採用者、病院の医師など、新規採用とは異なる採用者は含まれていない。

（２）障がい者の採用状況

障がい者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により全ての事業主は進んで雇入れに努めなければならないこととされています。

令和 7 年 6 月 1 日時点で、知事部局では 90 人の障がい者を任用し障がい者雇用率は 3.04%（法定雇用率 2.80%）、病院局では 21 人を任用し障がい者雇用率は 1.87%（同 2.80%）、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関では 193 人（県費負担教職員を含む。）を任用し障がい者雇用率は 2.33%（同 2.70%）、警察本部では 15 人を任用し障がい者雇用率は 3.89%（同 2.80%）という状況となっています。

- （注） 1 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障がい者雇用率
 2 県費負担教職員：県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員

（３）任期付職員の採用状況

公務の能率的運営を確保するため、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用しており、知事部局において 135 人、病院局において 1 人、教育庁において 10 人を任用しています（令和 8 年 4 月 1 日現在）。

3 退職

（１）退職者の状況

職員の退職には、定年に達した職員が退職する定年退職と、それ以外の退職（本人の自発的な意思に基づき退職する普通退職や再任用職員の任期満了による退職など）があります。

なお、令和 5 年 4 月から定年年齢が 2 年に 1 歳ずつ引き上がり、令和 13 年度に 65 歳となるため、引上げの期間中は、定年退職者の少ない年が 1 年おきにあります。

令和 7 年度中の退職者の状況は、次のとおりです。

区 分		知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計
退職者数 (人)		209	88	442	70	809
内 訳	定年退職者	1	2	0	0	3
	普通退職者 (60 歳退職者)	30	1	151	13	195
	その他の普通退職者など	178	85	191	57	511

(注) 1 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（各種委員会等の事務局）を指す。

2 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指し、この区分には、県費負担教職員（県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員）を含めている。（以下同じ。）

(2) 再任用の状況

令和 5 年 4 月から令和 13 年度までの段階的な定年年齢の引き上げ期間中の暫定的な措置として、定年後も 65 歳までフルタイム又は短時間勤務職員として再雇用される「暫定再任用」と、60 歳到達後に一旦退職し、定年退職の年齢となるまでの期間、短時間勤務職員として再雇用される「定年前再任用」の 2 種類があります。

その任用状況は、次のとおりです。

区 分		R7. 4. 1時点の任用総数					R8. 4. 1時点の任用総数				
		知 事 部局等	病院局	教育庁 等※	警 察	計	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計
再任用者数 (人)		155	27	490	72	744	106	18	360	50	534
内 訳	フルタイム勤務 (暫定再任用)	143	23	454	72	692	100	15	307	49	471
	短時間勤務 (暫定再任用)	12	4	23	0	39	4	3	23	0	30
	短時間勤務 (定年前再任用)	0	0	13	0	13	2	0	30	1	33

(注)「短時間勤務」とは、1 週当たり 19 時間 22 分 30 秒又は 31 時間の勤務を指す。